

令和5年第13回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年12月27日(水) 午後3時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員 2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員 4番 千葉みどり委員

4 説明のため出席した者

教育長	千葉睦子
部長	鈴木学
次長	尾形寿美
次長	菅原健志
教育総務課長	佐々木一浩
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	佐藤千寿
社会教育課長	森和也
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター所長	小野寺一浩
教育研究センター副参事	加藤忠

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午後3時

教育長 本日、教育長及び教育委員は全員出席となっておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和5年11月24日開催の令和5年第12回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。
(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、異議なしと認め、令和5年第12回栗原市教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

3番 久我委員、4番 千葉委員 に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

一般事務報告について、定例会資料1をご覧ください。

第12回定例会後の主な対応事業ということで、網掛けにしたものについて、お話したいと思います。

12月3日(日)に栗原地方青年文化祭2023が、この花さくや姫プラザで開催されました。市内から15団体が参加し、ダンス・神楽などのステージ発表と、書道・ネイルアートなどの展示、築館高校のボランティアなど様々な分野からの参加があり、非常に熱気に溢れていて、それぞれの日頃の活動の成果を披露する良い機会になったと思われました。特に、小学生や中学生がストリートダンスの表現を楽しんでいる姿が印象的でした。

8日(金)には高清水小学校の150周年記念式典、9日(土)には宮野小学校の150周年記念式典が、それぞれの学校の体育館を会場で開催されました。高清水小学校の式典では、女子児童が将来の夢を発表した際に、「小学校ではたくさんの素晴らしい先生に出会ったので、将来、小学校の先生になって、ここに帰って来たいです」と語った言葉に感銘を受けました。また、宮野小学校の式典では、子ども達が大きな声で校歌を歌う姿から、「学校のことが好きだ」という気持ちがよく伝わってきて、こちらも感動的な式典でした。

20日(水)は、栗駒山麓ジオパーク学習交流会2023が栗原文化会館で開催されました。栗駒、高清水、鶯沢、志波姫の4つの小学校と、栗駒南中学校がビデオ出演の形で参加しました。それぞれの学校の発表が、「こんなことをしました。こんなことを学びました。」というような、単に事実だけをまとめた内容ではなく、さらに一歩進んで、「こんなこととして、こういうことを考えました。」という内容となっていたことが印象的でした。それぞれの学校が総合的な学習の中で、しっかりと「学び」を繋いできたからこそその発表内容で、とても驚かされ、ジオパーク学習の価値をあらためて発信していきたいと思われました。

23日(土)は、全日本アンサンブルコンテストの栗原地区大会が開

催されました。久しぶりに観客を入れての開催で、多くの保護者の方々が見守る中で、子ども達が日頃の練習の成果を発表する良い機会となったようです。

対応行事については、以上となります。

次に、資料の2ページから4ページは、児童・生徒及び教職員の状況です。それぞれ数値については、ご覧のとおりです。特段、大きな動きはありませんでしたが、今回、12月議会において、不登校についての質問がなされております。栗原における不登校については、人数は多いものの、出現率という点で見ると、県や他の市町村と比べても低い状況にあると言えます。先日、栗原中央病院の医師の宮野先生からお話を伺いましたが、栗原では、学校など、それぞれの場所で不登校支援への頑張りがあるからこそ、劇的な改善に至ってはいないものの、突出した数の不登校者にならずに済んでいるとの意見をいただいたところです。以上が、一般事務報告となりますが、何か質問等はございますか。

久我委員

問題行動について、特に、小学校4・5・6年生における授業妨害などについては、中学生へと繋がっていく時期でもあり、保護者の方から心配する声があります。授業崩壊というところまでは至っていないとは思いますが、現在の状況についてお聞かせ願います。

菅原次長

学級としての落ち着きが持てていない状況にある学校は、確かにあります。子ども達の学習を保障することが重要ですので、学校では、授業抜け出しや授業妨害に対して、教頭などの学級担任以外の先生が対応したり、学年全体で他のクラスをフォローし合うなどして対応しているところです。現状において、学習が成立しないという状況ではありませんが、授業を成立させることが難しい状況の学級があることも事実です。

久我委員

学級崩壊につながらないように、しっかりとフォローアップをお願いしたいと思います。

蘇武委員

授業抜け出しや授業妨害をする子どもへの指導方法など、教員を対象とした研修は実施していますか。

菅原次長

研修については、年明けの1月25日に、大学の先生を講師に招いて特別支援教育に関する研修会を予定しております。また、それぞれの学校においても、何が足りないのか、どの部分を補わなくてはならないかについて、学校として考えながら、取組みを行っている状況ですが、問題行動への対応は、ケースバイケースの部分も大きいので、難しいところではあります。

教育長

授業妨害などの多くが、発達障害や愛着障害の児童によるものという状況にあります。学校で気を引こうとして、行動に出るケースが多いことから、特別支援教育を理解することで、より有効な指導に繋がるの

ではないかと考えているところです。

蘇武委員

支援を要する子ども達が増えている状況ですが、例えば、特別支援学校では、児童2人に対して教員3人で対応しているところを、一般の学校では、通常の学習活動がある中で、支援を要する児童にも対応する必要があり、教員の負担もかなり大きいのではないかと感じています。根本的な解決に向けて、教育委員会としても何か考えていかなければならないと思います。

教育長

先ほど、栗原中央病院の宮野先生のお話を紹介しましたが、宮野先生によると、発達障害の子どもに対する担任の先生の理解は深まっているものの、それが学校全体にまで広まっているわけではないということをお心配しておられました。発達障害の子ども達への理解が学校全体に広まることで、現場の先生方の疲労感・徒労感がやわらぐことに繋がってほしいと思います。

また、先日、新聞で紹介されていた事例ですが、中学校の場合は、教科によって担当の先生が異なるので、生徒と相性がよくない先生がいたとしても、「他の先生は理解してくれる」ということで生徒にとっては、救われる部分もあります。一方で、小学校の場合は、1人の先生との関係であるため、相性の問題があると、行動の歯止めが利かなくなるということもあります。例えば、朝の会だけでも、他の先生がローテーションで担当するなど、試験的な取組みについて、先日の校長会でも話題提供しております。

蘇武委員

長い歴史の中で出来あがってきた学校の体制や先生の意識を変えていくのは、なかなか難しいところもありますが、教育委員会としても問題提起しながら、ある程度、学校現場の先生が自由に動けるような体制づくりをしていくことが大事だと思います。

教育長

ほかにごいませんか。

(なしの声あり)

教育長

ほかには質問がないようですので、一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

次に(2)専決処分報告を行います。

報告第8号 専決処分の報告について(令和5年第5回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について)、内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。

報告第8号 専決処分の報告について

令和5年第5回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育

長に対する事務委任規則（平成17年栗原市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 意見 異議なし

2 専決年月日 令和5年11月30日

令和5年12月27日提出、栗原市教育委員会教育長であります。

本件につきましては、12月5日に開会された市議会定例会に提案する教育関係議案について、11月30日付けで市長から教育委員会の意見を求められましたが、教育委員会にお諮りするいとまが無く、異議もないことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、専決処分したものであります。

定例会資料2の1ページをお開きください。

11月30日付け、市長からの通知の写しです。教育委員会の意見提出議案につきましては、議案7件であります。

2ページをご覧ください。

議案第95号令和5年度栗原市一般会計補正予算（第6号）の内容につきましては、19ページの補正予算に関する説明書で説明いたします。

説明書の22ページの中段の表をご覧ください。

歳入であります。16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 教育費国庫補助金 1節 教育費補助金の学校保健特別対策事業費補助金は、感染症流行下における学校教育活動の体制整備にかかる補助金で、本市では消毒液などの購入、換気対策のためCO2モニターなどの購入に対する補助金として410万円を増額するものであります。

22款 諸収入 6項 雑入 2目 雑入 8節 教育費雑入につきましては、栗原文化会館入場券の売りさばき収入として32万円を増額するものです。

次に、歳出であります。説明書25ページをご覧ください。

10款 教育費 1項 教育総務費から28ページの6項 保健体育費までの1節 報酬から8節 旅費までの補正予算につきましては、人事異動及び人事院勧告などに基づくものであります。

その他の補正につきましては、今後の事務事業の執行に必要な経費を追加する補正を行っております。主なものとして、説明書25ページ、5項 社会教育費 1目 社会教育総務費の7節 報償費から13節 使用料及び賃借料までの追加は、令和6年度の海外派遣事業として、姉妹都市である台湾南投市への派遣を予定しておりますことから、これに伴う準備経費の追加であります。令和5年度中に情報交換や現地確認等を行うため、職員等を派遣するための費用を補正するというもの

です。

説明書28ページをご覧ください。5項 社会教育費 4目 文化財保護費の18節 負担金、補助金及び交付金の追加は、市内の神楽団体が一つにまとまり、協議会が新たに発足したことから、活動補助金を交付するための予算を補正するものであります。

第2表 債務負担行為補正につきましては、指定管理者の指定に関する議案に関連しますので、後ほど説明いたします。

以上で議案第95号の説明を終わります。

教育長

ここまでについて質問ありませんか。

久我委員

台湾南投市への派遣事業について、派遣予定の子ども達の人数は何人くらいを予定していますか。

社会教育課長

現在、令和6年度当初予算の編成時期となっているため、まだ予算要求段階の人数ではありますが、団長を含めて大人6人、生徒20人、合計26人を予定しております。

教育長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようなので、続けて説明をお願いします。

教育総務課長

10ページをお開きください。

議案第107号 栗原市公民館条例等の一部を改正する条例についてであります。改正文は11ページ及び12ページに、新旧対照表は33ページに記載しておりますので、ご覧ください。

今回の改正は、花山石楠花センターに所在する花山公民館、花山保健センター及び花山コミュニティセンターについて、公民館として一元化を行うため、利用料金の設定など所要の改正を行うもので、施行日は、令和6年4月1日であります。

続きまして、13ページをお開きください。

議案第117号 栗原市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の採用等に関する条例についてであります。改正文は14ページ、新旧対照表は38ページに記載しておりますので、ご覧ください。

今回の改正は、人事院勧告を受け、宮城県で雇用している講師と同等の給料となるよう改正するものであります。公布の日から施行し、改正後の条例は令和5年4月1日から適用するものであります。

続きまして、15ページから18ページをお開きください。

指定管理者の指定に関する4議案であります。

15ページの議案第120号は栗原市志波姫公民館、議案第143号は栗原市伊豆沼交流センター、議案第144号は栗原市仙台藩花山村寒湯番所跡、議案第145号は栗原市千葉周作ゆかりの家について、それぞれ指定管理者の指定を行うものであります。

指定する団体は、公募に応じた団体で、10月に選定委員会での審査を経て決定された団体であります。指定する団体、指定期間につきましては、それぞれの議案に記載されているとおりです。

次に、8ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正（追加）についてであります。4行目の有賀地区スクールバス運行業務ほか10業務委託料につきましては、来年度から新たに複数年の契約期間となることから、これらの委託料について、地方自治法の規定に基づき、債務負担行為の補正を行うもので、期間及び限度額は記載のとおりであります。

次に、5行目の栗原市志波姫公民館指定管理料から最終行の栗原市伊豆沼交流センター指定管理料までにつきましては、先ほど説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定管理料について、地方自治法の規定に基づき、債務負担行為の補正を行うもので、期間及び限度額は記載のとおりであります。

以上で報告第7号 専決処分報告の説明を終わります。

教育長
蘇武委員

説明が終わりました。質問はございませんか。

債務負担行為のスクールバス運行業務の委託料が5年間で18億円とのことですが、非常に大きな金額という印象です。

教育部長

スクールバス運行業務については、毎年、市全体で6億円ほどかかっています。今回、債務負担行為として設定するものは、その中の一部となります。市全体で40件ほどある中で、契約期間が満了する11件分について、債務負担行為を設定するものです。市全体で、年間6億円ですので、5年間で30億円もの金額がスクールバス運行にかかっているということになります。これに関しては、地方交付税による国の財源措置がありますので、年間6億円のうち、4億円くらいは交付税で措置されているものと考えており、市の負担としては2億円くらいになるものと思われま

蘇武委員

学校再編をしたことで、学校運営のための人件費などの経費が削減された一方で、生徒の自宅から学校までの距離は遠くなりましたので、スクールバスの経費がかかるようになるのは、やむを得ないことだと思います。これだけの金額がかかっているということについて、市民の方々にも理解していただきと思いますので、情報を発信していくことが大事だと感じました。

久我委員

国の財源措置があるとのことですが、そのために、スクールバス利用の距離数などの制約はあるのでしょうか。

教育部長

交付税措置では、学校再編を実施したということのを重要視して、国において算定を行っているものと思われま

学校高学年で4 km以上、中学校で6 km以上という距離で運用しているところです。また、「スクールバスに一般の人が混乗した場合はどのような扱いになるか」ということを議会で質問されることがあります。スクールバスは、あくまで児童生徒の通学用のバスですので、一般の人が混乗する場合には、通常の路線バス扱いとなります。

教育長 ほかにごいませんか。

千葉委員 志波姫公民館指定管理料の債務負担行為について、他の指定管理案件と比べて指定期間が短いようですが、どのような理由によるものですか。

社会教育課長 志波姫公民館は、本年12月から開館し、現在、施設の管理は市が直営で行っております。来年度4月から新たに指定管理を行いますが、初めて指定管理を実施する施設に関しては、期間を3年間とするルールがあり、これに準拠したものです。

教育長 ほかには質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、報告第8号を終わります。

10 その他

教育長 6 その他 について、事務局から報告を行います。

令和6年栗原市二十歳を祝う会について、説明をお願いします。

社会教育課長 定例会資料2の39ページをご覧ください。

令和6年二十歳を祝う会についてお知らせいたします。令和6年1月7日(日)午後1時から、若柳総合体育館を会場に、令和6年度中に20歳に達する方を対象として開催いたします。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ますため、実施するものです。対象者は、現在のところ、567人ですが、例年の出席状況から、当日は約420人程度を見込んでおります。記念アトラクションのゲストとして、ロンドンオリンピック金メダリストの村田諒太氏をお迎えし、講演をいただくこととしております。説明は、以上であります。

教育長 説明が終わりました。質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長 次に、部活動の地域移行について、説明をお願いします。

社会教育課長 部活動の地域移行に関し、栗原市の現在の状況について説明いたします。令和6年度の部活動の設置見込数については、本日をお配りしております資料1をご覧ください。運動系と文化系を合わせて102となります。資料中の黄色の網掛けの種目は、部員が0人と見込まれる種目、オレンジ色の網掛けの種目は、男女混合の種目です。

次に、資料2をご覧ください。令和5年度において1・2年生の生徒

が、令和6年度にそれぞれ2・3年生になったと想定した場合の中学校の男子バレー部を例としたものです。若柳中、栗原南中、志波姫中の3校については、令和6年度の中体連までは、それぞれ単独で部活動が成立しますが、3年生が引退した後は、志波姫中以外は、単独での部活動ができない見込みとなります。女子バレー部については、3年生引退後には、部員不足により、すべての学校で単独活動ができないという状況です。

地域クラブの実態として、部活動の受け皿となる団体はあるのか、市内において指導人材がいるのかという点が課題となっております。また、学校部活動の現状として、ほとんどの部活動人数はギリギリ、または、近い将来、人数割れが生じて、特に、運動系部活動においては、ゲーム形式での練習や対戦ができない状況になると見込まれます。このことから、国が進める部活動の地域移行以前に、栗原市の部活動の存続のため、合同部活動などが避けては通れない現状となっております。

次に、令和6年度以降の部活動を、生徒から見て3つのパターンに分類いたしました。平日の部活動と同じ種目の地域クラブがあり、これに所属する場合は「同一種目型」に、平日の部活動と同じ種目の地域クラブがあるが、これには所属しないという場合は「多種目型」に、平日の部活動と同じ種目の地域クラブがない場合は「個人活動型」に分類されます。このほか、部活動に所属せずに地域クラブ活動を行う「特化型」や、部活動・地域クラブ双方に属さない「無活動型」もあります。

「同一種目型」は、平日部活動で活動している種目を極めたい人や、部活動が楽しいので、もっと取り組みたい人などがこれに分類されます。「多種目型」は、平日の部活動とは別にやりたい種目がある人や、希望する平日と部活動が学校にない人などが分類されます。「個人活動型」では、勉強や通塾により勉学に勤しみたい人や、趣味に休日を活用したい人、休日を休みたい人などがこれに分類されます。

現在、中学校の部活動は任意加入制となっておりますが、部活動に加入しなくてもよいのではなく、部活動を通じて社会性を学ぶ機会であることから、令和6年度の新1年生を対象とした入学説明会などでは、これまでどおり、部活動への加入を推奨することとしております。

栗原市では、部活動単位で地域移行する場合は、単一学校で移行することは、小規模化の現状と受け皿が不足することから、現実的に難しいものと考えております。また、個人単位で移行する場合は、既存の地域クラブが中学生を受け入れる体制をとることで、スポーツ等の機会の確保が可能であると考えております。地域移行に伴い、日本スポーツ協会及び日本スポーツ少年団においても、中学生受け入れを掲げております。

現在、栗原市では、これらの現状と課題などについて、栗原市立学校部活動地域移行推進協議会において協議し、栗原スタイルの確立に向けて進めているところであります。説明は以上となります。

教育長

説明が終わりました。質問はございませんか。

久我委員

今後の方向性として、「学校の部活動としてはなくなりますが、地域に移行してください。」ということなのでしょうか。

社会教育課長

まずは、土日など休日の部活動について移行していきましようということです。そして、それが定着してきたならば、平日の部活動も移行しましようということで、計画を立てたいと考えております。

久我委員

その場合、学校で部活動の顧問として教えていた先生の立ち位置はどのようになりますか。

社会教育課長

平日の部活動については、学校にいる顧問の先生が指導することになると思いますが、例えば、土日は地域クラブで活動するというのであれば、受け皿となるスポーツ少年団などのチームの方が指導するということになると思います。学校の先生が、教員としての指導ではなく、地域の指導者として活動するというのも可能であると考えております。

久我委員

学校の顧問の先生方や地域のスポーツ少年団のコーチの方々について、現段階での受け入れ態勢などはどのような状況ですか。

社会教育課長

受け入れについては、今後、受け皿として想定される団体の意向を確認しながら進めてまいりたいと考えております。そのため、現段階で、何団体が受け入れ可能なのかについては把握しておりません。

久我委員

大変な作業だと思いますが、御対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

千葉委員

平日は学校の先生が指導し、土日は地域クラブの方が指導することになると思いますが、平日と土日で指導方法が違ふことで、子ども達が混乱するのではないかと思ひます。学校と地域クラブの連携体制が出来ていないと、不具合が生じるのではないかと心配されますが、いかがでしょうか。

教育部長

これまで、部活動は教育の一環として行われてきましたので、学校内で完結するものでした。ところが、現状は、子どもの数が減少したため、1つの学校で競技が成立しない状況となっております。例えば、「テニスをしたい」という子どもがいるとします。学校にはテニス部がなく、地域にも活動しているテニスの団体がないということで、テニスが出来る環境を求めて、子どもを遠くに通わせるというケースもあるようです。現在、市では、栗原に合った形を模索中ですが、実際には、指導の問題や送迎の問題、活動中に怪我をした場合の責任の所在など、検討していかなくてはならない課題が多くあります。徹底的に検証し、課題

を解決できる段階になって初めて、地域移行が可能になるものと考えております。

他市の例ですが、令和8年4月1日から、休日は部活動をしないという方針を立てた上で、それに向かって動いている自治体もあります。この場合、土日に開催される各種大会に関しては、学校の部活動としては参加できないということになりますので、地域クラブが学校に代わって、大会に参加することになると思われませんが、そのためには、多くの課題を解決していかなくてはならないものと思います。栗原市でも、これから各団体と話し合いを進めてまいります。移行のための準備が整ったものから、順次移行していくことになると考えております。

只見委員

自分が希望する部活動が学校になかったり、或いは、地域にクラブチームがあっても送迎の問題があって参加が難しいなど、活動を続けられない子どもが出てきてしまうことが心配されます。このような子ども達の受け皿は、どのようになりますか。

教育部長

現時点では、まだわかりません。先ほどの送迎の問題では、部活動を地域に移行した場合に「誰が送迎するのか」、「市が送迎するとして、その経費は誰が負担するのか」、「国からの財源措置はあるのか」など、各自治体から国へ投げかけている状況ですが、国からは答えが示されておりません。今後の国の動向を注視しながら、検討していくことになると思います。

只見委員

野球が強い学校、剣道が強い学校など、これまで、各学校の特色であったものが、だんだん失われていくのかなと感じております。やむを得ないことなのかもしれませんが、実力のある子ども達の可能性が潰されていくようなことのないことを願っております。例えば、親が送迎できる子どもにはチャンスがあって、親が送迎できない子どもは、諦めなければならないということのないような地域移行であってほしいと思います。

教育部長

先ほどもお話ししましたとおり、部活動は義務教育の一環として行われてきましたので、これまで、生徒に対して平等であり、基本的に各家庭の負担をあまり生じさせない形で行われてきましたが、学校部活動がもつ性格をすべて地域に引き継ぐとなると、それ相応の経費もかかるでしょうし、また、引き継ぐための仕組みも必要となってくると思われまます。地域移行によって、これまでの学校部活動のあり方がどの程度引き継がれるものか、まだ見えてきておりませんが、これらの課題をすべて解決できた競技から地域に移行することを目指して、進めてまいりたいと考えております。

蘇武委員

生徒の人数が少なくなったために、単独の学校で部活動のチームが

組めないという学校があります。大会に出場するために複数の学校で混合チームをつくって出場するという方法がありますが、現状では、混合チームでの出場が認められている競技と、認められていない競技というものがあり、例えば、野球では認められていても、剣道では認められていないという状況です。或いは、勝つために優秀な選手だけを集めた混合チームをつくるという、姑息な考えも出てくるかもしれません。まずは、このような、競技ごとに異なる扱いや不合理な状況を解消していくことが課題であると思います。

社会教育課長

令和6年度の中総体の大会に出場する場合は、競技によって、地域のクラブチームの出場が認められるものと、そうでないものがあるようです。その取扱いについては、中体連から通知がなされております。地域のクラブチームからも出場に関する申請が来ておりますので、市としても、承認を行うなど、これらのクラブチームが大会に出場できるような方策を検討しております。

教育長

市としても、県内の事例のみならず、全国の先進的な取組み事例などを含め、視察や研修などを通して学んでいる最中です。今後も皆さまからの意見をいただきながら、より良い形を模索していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに質問はございませんか。

(なしの声あり)

教育長

それでは、令和6年度以降の栗原市児童生徒支援体制(案)について、説明をお願いします。

学校教育課副参事

不登校の児童生徒の支援については、現在、教育研究センター内にある栗原市学校教育支援室で行っております。来年度からは、「くりはら子どもの学び支援センター」と改称し、実施していくことを考えております。センター内で、アセスメント、ケース会議を行い、児童生徒の実態に応じた支援、来所による支援、別室登校に対する学校支援、家庭訪問等による支援などを検討してまいります。

また、別室登校に対する学校支援や家庭訪問等支援については、宮城県教育委員会が行う支援事業もありますので、これまでの状況や緊急性を考慮して、市の支援と県の支援とを選択できるように検討しております。市への支援申請については、学校からセンターへと申請いただき、県の支援を受ける場合は、さらに学校教育課担当指導主事を通して、宮城県教育委員会へ申請を行う流れとしております。センターからの指導員の派遣などについては、これまでは、それぞれ担当が分かれておりましたが、来年度からは、柔軟に対応できるよう考えております。

このほか、状況に応じて、1人1台のタブレット端末を使用した支援や、D-care チーム・くりっ子ドクターとの連携を行ってまいります。

教育長 説明が終わりました。質問はございますか。

久我委員 くりはら子どもの学び支援センターは、教育研究センターの下に位置づけられる組織ということでしょうか。それとも、教育研究センターがなくなって、くりはら子どもの学び支援センターに移行するということでしょうか。

学校教育課副参事 教育研究センター内にある栗原市学校教育支援室の代わりに設置するものとなります。

教育部長 現在は、教育研究センターの建物内に、教育研究センターと学校教育支援室の2つの組織があります。学校教育支援室は、従来からあった通所型の「けやき教室」と、通所できない子ども達をケアするための「子どものこころのケアハウス」の2つの機能を持っております。不登校の児童生徒の状況は多様化しておりますので、これに対応していくために、一本化して情報共有や連携などを柔軟に行えるよう、体制を検討しているところです。

蘇武委員 くりはら子どもの学び支援センターの所長は、教育研究センター所長とは違うということですか。

学校教育課副参事 別々の組織の長です。

菅原次長 教育研究センターという1つの建物があつて、現在も、その中に教育研究センターと学校教育支援室という2つの組織が入っており、それぞれに長がいるという体制です。このうち、学校教育支援室を学び支援センターに改めるというものですが、これまでの「学校教育」という言葉を「子どもの学び支援」としておりますのは、まずは、学びを保障するという事、そして、子どもの居場所をつくることを目的としているためです。特に、子どもの居場所をつくるという強い思いがあり、今回、このような名称としたものです。

蘇武委員 名称や目的については理解しました。ただ、同じ建物に所長が2人いる状態となり、利用する側にとっては、わかりにくいように思います。同じ建物の中にあつて、長は1人であるべきだと思いますし、その下にそれぞれの目的にあわせて組織があるという形が望ましいものと思います。それから、可能であれば、所長は現役の教員であることが望ましいのではないかと考えております。

教育長 ご意見、ありがとうございます。検討課題としたいと思います。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

教育長 次に、令和5年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長 定例会資料2の40ページをご覧ください。
1月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。

先に説明がありましたが、1月7日(日)午後1時から、令和6年度栗原市二十歳を祝う会が若柳総合体育館で開催されます。

1月22日(月)は、午後1時30分から令和5年度宮城県市町村教育委員会・教育長研修会がホテル白萩で行われます。当日は、公用車で会場に向かう予定としておりますので、後日、出発時刻などを連絡いたします。

以上で関係行事の報告を終わります。

教育長

説明が終わりました。質問等ございませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、6 その他 を終わります。

1 1 次回教育委員会の開催日程

教育長

次回の教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。

開催日を令和6年1月31日(水)としたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長

日程について、補足説明いたします。次回の定例会を予定しております1月31日(水)の午前中に、市長と教育委員会が意見交換を行う総合教育会議の開催を予定しております。総合教育会議終了後、昼食を挟み、午後から教育委員会定例会を開催したいと考えております。

教育長

ただいま説明がありましたように、今回は、総合教育会議後の午後1時30分から開会したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、1月31日(水)午後1時30分からの開催とさせていただきます。

1 2 閉会

教育長

以上をもちまして、令和5年第13回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後4時35分

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月31日

会議録署名委員 _____

〃 _____